

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)
地域名 (地域内農業集落名)	高岡地区 (大林、西田、一本木、竹上、竹中、竹下、若林、中根、吉原、花園、駒場、中田、大島、西山、本田、前林、中部、新馬場、本地、町、乙尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・担い手への集積は進んでいるが、集約化が必要な地域もある。
・土地利用型農業の農業法人が基本的な受け手になっているが、狭小のほ場では大型の農業機械が進入できない。また、畑地については、利用する受け手が少ないため新規参入の促進が必要である。
・優良な農地が産業用地に転用され、農地が分断化されている。優良な農地の確保が必要。
・農業の効率化を図るためほ場区画の大規模化が必要である。畦畔除去や土地改良等を行うために地権者の理解が必要である。
・ほ場に隣接する地域住民より匂いやほこり、虫の発生、道路に落ちた土等のクレームが多々ある。農業従事者がそれらの発生に注意するとともに、農業に対する地域住民への理解促進をする必要がある。
・住宅及び工場が増加しており、その排水が農業用排水路に流されることで、自然災害時に農業用排水路の水が溢れる等の被害がある。事業者や土地改良区との調整が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・土地利用型農業(水稻・麦・大豆)・花き・野菜・茶・畜産等において意欲の高い経営体による営農が進んでいる。将来にわたって継続的にこの地域の営農活動を維持していくため、耕畜連携や経営体・若手後継者の育成に取り組む。
・土地利用型農業(水稻・麦・大豆)に野菜(キャベツなど)を取入れた複合経営、茶や豚などのブランド化や水稻の有機栽培にも力が入れている。6次産業化の取組や、畜産農家と連携した飼料作物の生産等も進んでおり、地域資源を活用した取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,424.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,168.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
今後も農地の利用集積による経営規模の拡大を促進する。また、農地利用最適化推進委員会を中心に作業効率向上を目的としてエリア調整を図り、集団化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
新たな貸し付けは農地中間管理機構を介した転貸とする。また、現行の相貸についても更新を機会に農地中間管理機構を介した転貸とする。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業用施設の老朽化等の進行状況により、国・県・市の整備事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
県・市及びJAと連携し新規就農者の情報収集を行い、担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻苗の育苗や粃の乾燥調製等について、担い手の意向により農業協同組合を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地元の河川や用水路等に生息しているヌートリアや、キツネ等による農作物への被害を防止するため、目撃情報や被害情報があった場合に速やかに対応できる体制を構築する。